

岐阜県内の保健所や県庁で働く 医師を募集しています

○ 勤務内容

岐阜県内の保健所や県庁(裏面参照)での公衆衛生業務

○ 勤務時間・休暇

勤務時間:原則、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで(完全週休2日制)

※ただし、緊急時は時間外勤務を要する場合があります。

休 暇:年次休暇 年間20日(4月採用者は15日)、病気休暇、

特別休暇(結婚、出産、夏期(4日)、ボランティア等)、介護休暇、育児休業

※任期付の採用を希望する場合や、保健所に勤務しながら病院等で週1日程度、臨床実習を希望する場合など、ご相談ください。

○ 給与

[本金額はモデルケースであり、採用前歴や年齢等により異なります]

年 齢 等	年 収
26歳 (医師免許取得後2年程度経過)	約850万円
40歳 (医師免許取得後16年程度経過)	約1250万円

[代表的な手当(上記年収に含む)]

地 域 手 当 : 県内16%の支給率

医師の場合のみ特例支給が認められています

(通常の職員は、3%または1%)

期末・勤勉手当 : 年2回(6月、12月) 年間計4.4月分

(R4.4現在の県条例の規定によるため、給与改定等により変更となることがあります)

○ 福利厚生

職員住宅.....県内各地に、世帯用、単身・独身用の宿舎があり、異動により自宅から通勤できない場合などに利用できます。

共済・互助制度...職員共済組合による健康保険や年金に関する共済制度をはじめ、職員互助会(組合)による相互扶助制度があります。

○ その他

岐阜県では「岐阜県(岐阜市・岐阜大学医学部連携)社会医学系専門医研修プログラム」の認定を受けていますので、公衆衛生医師として働きながら、社会医学系専門医の資格を取得することができます。



◆お問い合わせ先◆ 岐阜県健康福祉部健康福祉政策課 管理調整係
TEL: 058-272-8260(直通)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/470.html>

岐阜県の保健所・センターの業務・設置状況

保健所の役割	
管内の市町村と協力して、関係機関(医療機関、医師会、歯科医師会等)と調整を行い、関係を構築して、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的な業務を行うとともに、大規模で広域的な感染症や食中毒の他、自然災害や原因不明の健康危機管理にとりくみ、地域全体の住民の健康のレベルアップを図ります。	
保健所の主な業務	
医療安全	・医療施設の立入検査、指導、助言
生活衛生	・食中毒発生時の対応や食品衛生、生活衛生などに関する指導、助言
感染症予防	・新型コロナウイルスや結核などの感染症予防対策、感染症発生時の疫学調査、二次感染予防指導
	・エイズや肝炎等の相談や検査
保健・医療	・母子保健、精神保健福祉、特定疾患に関する相談
健康対策	・がん対策や生活習慣病予防の普及啓発
人材育成	・臨床研修医、医学生、看護学生等に対し、公衆衛生行政に関する指導、講義
危機管理	・災害発生時に市町村と連携した支援体制の整備

所属名	住所	所管区域
岐阜保健所	各務原市	各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
本巣・山県センター	岐阜市	
西濃保健所	大垣市	大垣市、海津市、不破郡、安八郡、養老郡、揖斐郡
揖斐センター	揖斐川町	
関保健所	美濃市	関市、美濃市、郡上市
郡上センター	郡上市	
可茂保健所	美濃加茂市	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃保健所	多治見市	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所	恵那市	恵那市、中津川市
飛騨保健所	高山市	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
下呂センター	下呂市	
岐阜県庁	岐阜市	岐阜県内

